

平成29年度

福祉用具貸与
特定福祉用具販売

集団指導資料

香川県健康福祉部 長寿社会対策課
高松市健康福祉局長寿福祉部 介護保険課

平成30年3月22日

○ 平成30年度改定事項

① 貸与価格の上限設定等

福祉用具貸与について、平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行う。

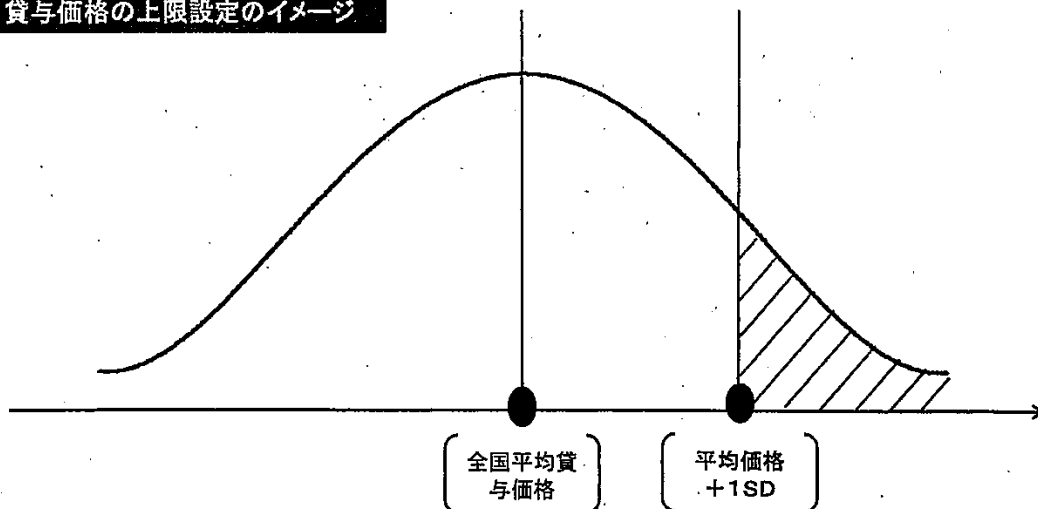
- ・ 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」を上限とする。
- ・ 平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとする。
- ・ 公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。
- ・ 全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。

なお、上記については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 福祉用具の貸与価格の上限設定については、商品ごとに行う。
- 具体的には、当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」とする。
※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」は上位約16%に相当(正規分布の場合)。

貸与価格の上限設定のイメージ



【全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)】

※ 上位約16%に相当(正規分布の場合)

※ 離島などの住民が利用する場合などは、交通費に相当する額を別途加算

※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い 157

介護給付費明細書への商品コードの記載

・平成29年10月貸与分（11月の介護給付費請求分）から、介護給付費明細書にTAISコード又は福祉用具届出コード（以下「商品コード」という。）を記載いただくこととされている。

「介護給付費明細書の記載する福祉用具貸与の商品コードについて」（平成29年10月19日事務連絡）において、平成29年10月1日以降に初めて貸与される新商品等の取扱いについて（1）TAISコードの取得（2）暫定的なコードの使用について示されている。

平成30年度以降に貸与される新商品（現在、暫定的なコードを使用している商品（※）を含む。）についても、介護給付費明細書へ商品コードの記載が必要となる。

このため、当該商品を取扱う福祉用具の製造事業者又は輸入事業者においてTAISコードを取得する場合は、公益財団テクノエイド協会のホームページ等を確認の上、必要な手続を行っていただく必要がある。なお、TAISコードは現在も随時受付を行っている。

また、TAISコードを取得しない場合は、福祉用具届出コードの取得が必要となるため、平成30年4月から福祉用具届出コードの受付を行うことが予定されており、具体的な取得の手続等については、別途通知がある予定。

なお、平成30年4月以降は、いずれのコードについても、原則毎月10日までに受け付けた申請は、翌月1日に付与・公表することと予定されている。

（※）介護給付費明細書に記載する暫定的なコードの使用については、平成30年5月貸与分（6月請求分）までと予定されている。

・平成29年9月30日までに商品コードを取得した商品については、平成30年7月を目途に、全国平均貸与価格及び貸与価格の上限を公表することが予定されている（貸与件数が月平均100件未満の商品は除く。）。

公表した貸与価格の上限については、平成30年10月貸与分（11月請求分）から適用することとする。

事 務 連 絡
平成29年10月19日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記については、「福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について」（平成29年8月25日老高発0825第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）において、平成29年10月の福祉用具貸与分（11月の介護給付費請求分）から、介護給付費明細書にT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載することとし、具体的な商品ごとのコードについては、後日取りまとめの上、公表するとしていたところです。

今般、下記のとおり、商品ごとのコード一覧の掲載先等についてお知らせしますので、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 商品ごとのコード一覧の掲載先について

商品ごとのコード一覧については、公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載しています。

○掲載先（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）（別紙参照）

<http://www.techno-aids.or.jp/visible/index.shtml>

福祉用具貸与事業者においては、平成29年10月の福祉用具貸与分（11月の介護給付費請求分）から、当該コードの記載が必要となりますので、遺漏なく

御対応いただきますようお願いいたします（今後、当該コードの記載がない介護給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻することを予定しています。）。

なお、当該コードの記載に当たっては、誤りなく正確に記載いただくことはもとより、同一商品を複数貸与している場合も一つ一つ分けて記載いただく等といった点について、改めて御留意いただきますようお願いいたします。

2 平成29年10月1日以降に初めて貸与される新商品等の取扱いについて

TAISコードを有していない商品については、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者において、平成29年9月30日までにTAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただいたところですが、同年10月1日以降に初めて貸与される新商品等については、次のいずれかの対応が必要となりますので、御留意いただきますようお願いいたします。

また、本内容については、管内の福祉用具貸与事業者等を通じ、福祉用具の製造事業者及び輸入事業者にも広く周知いただきますようお願いいたします。

(1) TAISコードの取得について

TAISコードについては、10月以降も随時申請の受付を行っていますので、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者において、TAISコードを取得される場合は、所定の手続を行っていただきますようお願いいたします。

福祉用具貸与事業者においては、TAISコードを取得している商品か否かについて、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者に御確認いただくほか、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで御確認の上、介護給付費明細書に該当するTAISコードを記載いただきますようお願いいたします。

(2) 暫定的な商品コードの使用について

福祉用具貸与事業者において、上記TAISコードを取得していない商品を貸与する場合は、当面の間、暫定的な商品コードとして、「99999-999999」

（左詰・半角）の使用を可能としますので、介護給付費明細書に当該コードを記載いただきますようお願いいたします。

なお、当該コードについては、あくまで暫定的なものであり、今後、改めてTAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただくことを予定していますので、あらかじめ御了知いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

○掲載先（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）

<http://www.techno-aids.or.jp/visible/index.shtml>



公益財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids(ATA)

Welcome to association for technical aids' home page

サイト内検索
検索
協会紹介
アクセス
リンク・著作権・免責事項
個人情報保護方針
情報公開
賛助会員
リンク集

ホーム > 福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」

> **福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 NEW!!**

- [コード表の公開 NEW!!](#)
- [届出システムの目的](#)
- [届出を行う者](#)
- [届出期間](#)
- [届出方法](#)
- [お問合せ先（事務局）](#)
- [関連情報](#)
- [Q&A集](#)

● [コード表の公開 NEW!!](#)
[ページの先頭へ](#)

介護給付費明細書に記載いただく「5桁-6桁（半角・英数字）」のコードについて、以下に公表します。
 なお、平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から、T A I Sコード又は福祉用具届出コードの記載がない介護給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻することが予定されております。誤りなく正確に記載いただきますようお願いいたします。

- [福祉用具貸与価格を把握するための商品コード一覧（平成29年10月）](#)（Excel形式：1.25MB） **NEW!!**
 ※「コード」欄にリンク先がある商品については、当協会の「福祉用具情報システム（T A I S）」において仕様や機能などの情報が確認できます。
 ※「備考」欄に「○」が記載されている商品については、当協会が貸与の給付対象と考えられる福祉用具として選定したものです。
- [各都道府県等介護保険主管課（室）宛 厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡（平成29年10月●日）](#) **NEW!!**
 ・介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて（PDF形式：180KB）

● [届出システムの目的](#)
[ページの先頭へ](#)

介護保険における福祉用具の給付のあり方については、平成28年12月9日に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会）」において、制度の持続可能性を確保する一環として、適切な貸与価格を確保する等の観点から、下記の事項が明記され、平成30年10月から施行されることが予定されました。

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する
- 貸与価格に一定の上限（全国平均貸与価格+1標準偏差）を設ける

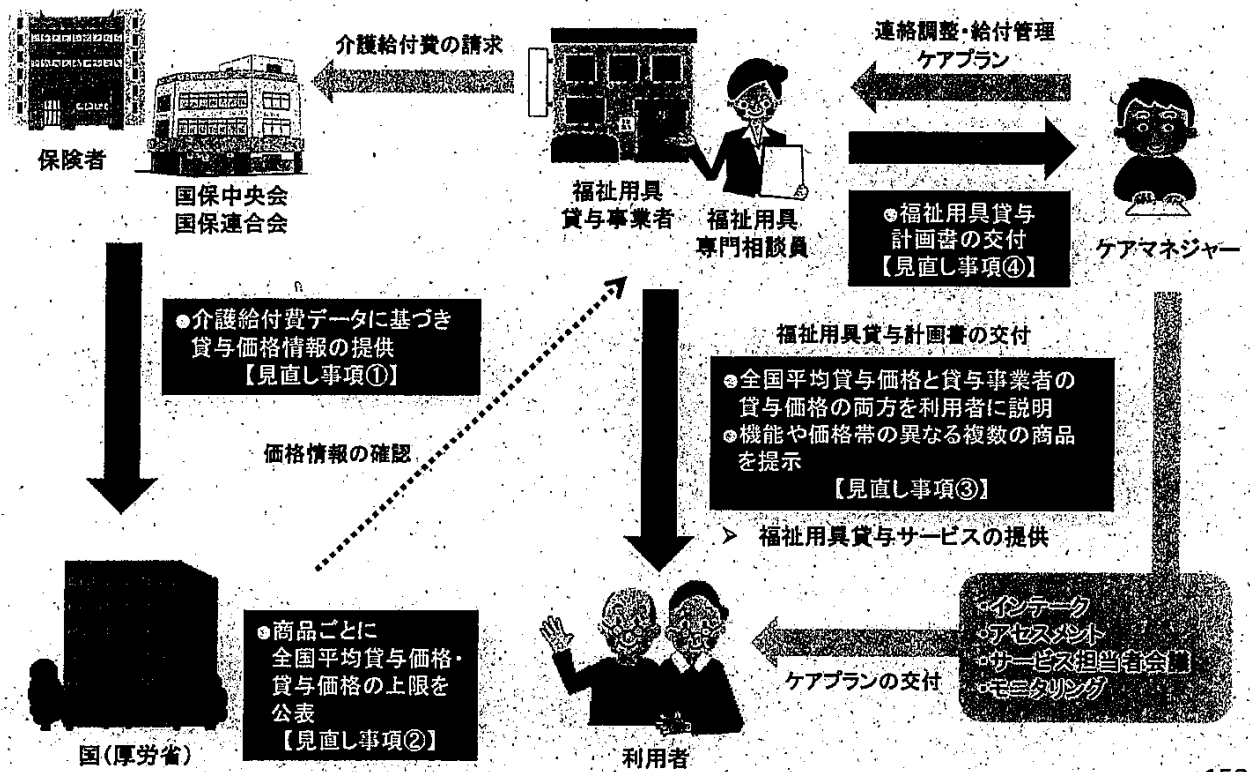
厚生労働省においては、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会等と連携を図りながら、具体的な仕組みについて検討を進めており、去る7月3日の「全国介護保険担当課長会議」において、想定する見直し内容及びスケジュールについて周知されたところです。

② 機能や価格帯の異なる複数商品の提示等

利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。

- ・貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。（平成30年10月から実施）
- ・機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
（平成30年4月から実施）
- ・利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。
（平成30年4月から実施）

福祉用具貸与の見直しについて（取組のイメージ）



指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

下線部変更箇所

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第199条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に應じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

二～五（略）

六 【新設】指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具貸与に関する情報を利用者に提供するものとする。

（福祉用具貸与計画の作成）

第199条の2（略）

2・3（略）

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5・6（略）

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号）

下線部変更箇所

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第278条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第265条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に應じるとともに、目録等の文書の写しを示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

二～六（略）

七 【新設】指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具貸与に関する情報を利用者に提供するものとする。

（介護予防福祉用具貸与計画の作成）

第278条の2（略）

2・3（略）

4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5～8（略）

ふくせん モニタリングシート（訪問確認書） 様式の変更無し

モニタリングは、利用者宅への訪問等により、利用状況を確認する行為です。
 利用者の心身状態や環境の変化、福祉用具の利用状況、利用目標の達成状況を確認し、福祉用具ごとに今後の方針（継続または再検討）を検討した上で、福祉用具専門相談員として、「福祉用具サービス計画の見直しの必要性」について判断します。
 必要と判断される場合は、「再検討の理由等」に記載した個別の福祉用具に関する状況と再検討理由を踏まえ、「総合評価」欄に総合的な判断理由や所見を記載します。必要に応じて、ケアマネジャーと相談し、計画の見直しにつなげます。



「(暫定版)ふくせん 福祉用具サービス計画書」
 【基本情報】 【選定提案（暫定版）】 【利用計画】
 「ふくせん モニタリングシート（訪問確認書）」
 のご案内

ふくせん モニタリングシート（訪問確認書）

ふくせん モニタリングシート (訪問確認書)		モニタリング実施日 年 月 日	
前回実施日 年 月 日		お話を伺った人 <input type="checkbox"/> 利用者 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他()	
確認手段 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話		福祉用具専門相談員 氏名	
TEL		TEL	
フリガナ	氏名	〒	住所 ケアマネジャー
利用者名	様	要介護度	認定期間
福祉用具利用目標		目標達成状況	
		達成度	詳細
1		<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成	
2		<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成	
3		<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成	
4		<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成	
利用福祉用具(品目)	利用開始日	利用状況の把握	今後の方針
①		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 再検討	再検討の理由等
②		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 再検討	
③		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 再検討	
④		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 再検討	
⑤		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 再検討	
⑥		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 再検討	
⑦		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 再検討	
⑧		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 再検討	
利用者等の変化			
身体状況・ADL の変化	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	介護保険 (要介護)の変化	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
家族・意向等 の変化	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	介護保険 (サービス利用 等)・住環境 の変化	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
総合評価			
福祉用具 サービス 計画の 見直しの 必要性	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		
次回実施予定日 年 月 日			

福祉用具利用目標の達成状況や、福祉用具の使用状況等を記載

利用者の心身状態、環境変化、利用目標の達成度等の項目を含めて、福祉用具を再検討する理由を記載

前回のモニタリング時からの、利用者の心身状態、環境の変化を整理

福祉用具サービス計画書の見直しの必要性の有無を確認。利用目標の達成状況や、利用者の心身状態、環境の変化、利用者や家族の意向等を伺った上で、見直しの必要性を判断し、その理由を総合的にわかりやすく記載。

福祉用具のあり方については、社会保障審議会介護保険部会（平成28年12月）の意見書を踏まえ、利用者が適切に福祉用具を選択できるよう、「福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示すること」が義務付けられることとなりました。本会では、本制度改正に対応するため、厚生労働省の「平成29年度老人保健健康増進等事業」を活用し、新たに【選定提案（暫定版）】を作成の上、従来の【基本情報】【利用計画】とあわせて3つのシートを「(暫定版)ふくせん福祉用具サービス計画書」としてご案内します。
 【選定提案（暫定版）】は、貸与する福祉用具を検討する際に作成し、利用者に対して、①候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等を説明し、②機能や価格の異なる複数の福祉用具を提示する際に活用するとともに、記録に残すことを想定しています。
 ついては、本制度改正に対応し、着実に適切な福祉用具貸与サービスを実践するために、ぜひ有効にご活用ください。
 ※本事業は平成29年度の事業であり、様式の確定は年度末となるため、「(暫定版)」としています。

お問い合わせ先

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
 〒108-0073 東京都港区三田2-14-7 ローレル三田404
 TEL : 03-5418-7700 FAX : 03-5418-2111
 URL : <http://www.zfssk.com/> E-mail : info@zfssk.com

「ふくせんサービス計画書（基本情報）（利用計画）」
 「ふくせんモニタリングシート（訪問確認書）」は、
 本会サイトからダウンロードできます。
 ※「ふくせんサービス計画書（選定提案）」のダウンロードは
 平成30年4月1日からとなります。

www.zfssk.com

【(暫定版)ふくせん 福祉用具サービス計画書【選定提案】】

「(暫定版)ふくせん福祉用具サービス計画書」は、【基本情報】【選定提案】【利用計画】の3つのシートで構成されています。

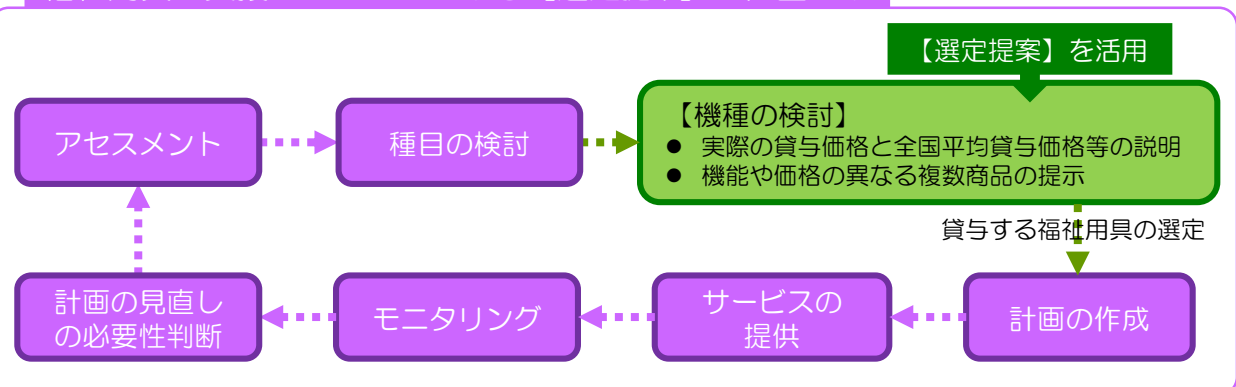
【選定提案】は、利用者からの相談内容の聞き取り後、利用計画を検討する前の過程で、候補となる福祉用具を提案、説明し、その経過を記録することを目的として作成されるものです。従って、【選定提案】は、【基本情報】と【利用計画】の間に位置づけられます。

【選定提案】は、利用者に貸与する福祉用具の種目の候補が定まった後で、具体的な機種を検討する際に用います。原則として、提案するすべての品目(付属品含む)について、①候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等を説明し、②機能や価格の異なる複数の福祉用具を提示することが必要となることから、①②に必要な事項を【選定提案】に記載します。

候補となる福祉用具は、自社で取り扱っている商品に限定せず、利用者の状態像や生活における希望を考慮した上で、利用者に適した商品を幅広く提案します。

※暫定版：本事業は平成29年度の老健事業であり、様式の確定は年度末となります。

福祉用具の支援プロセスにおける【選定提案】の位置づけ



【(暫定版)ふくせん福祉用具サービス計画書】

【基本情報】 様式の変更無し
利用目標、選定に必要な利用者情報を記載

ふくせん 福祉用具サービス計画書 (基本情報)				管理番号	●●●
フリガナ				作成日	
利用者名	利用者 A 様 女	生年月日	S19年7月11日	年齢	73
住所	〇〇県〇〇市〇〇町 x-x-x			TEL	
相談内容	相談者	ケアマネジャーB	利用者の職柄	その他	相談日
退院に伴いベッド、車いすについて利用者と相談し、納品に欲しい。25日にカンパレンスL26日、27日あたりで納品を希望。					
ケアマネジャーとの相談記録					
身体状況・ADL (〇〇年〇〇月) 現在		疾病		左変形性膝関節症	
身長	155 cm	体重	52 kg	麻痺・筋力低下	左下肢に痛み、筋力低下認められる
寝返り	□つかまらない ■何かつかまればできる	□一部介助 □できない		障害日常生活自立度	A2
起き上がり	□つかまらない ■何かつかまればできる	□一部介助 □できない		認知症の日常生活自立度	I
立ち上がり	□つかまらない ■何かつかまればできる	□一部介助 □できない		特記事項	今回の入院で、骨切り術を実施。起居や寝返り時に痛みあり。
移乗	□自立 ■介助なし	□見守り等 □一部介助 □全介助		介護環境	家族構成/主介護者 独居、娘・甥(他県に在住)
座位	□できる ■自分の手で支えればできる	□支えてもらえればできる □できない		他のサービス利用状況	訪問介護
屋内歩行	□つかまらない ■何かつかまればできる	□一部介助 □できない		利用している福祉用具	(病院内)ベッド、車いす、杖
屋外歩行	□つかまらない ■何かつかまればできる	□一部介助 □できない		特記事項	
移動	□自立 ■介助なし	□見守り等 □一部介助 □全介助		意欲・意向等	利用者の意欲・意向(今困っていること(福祉用具で期待することなど))
排泄	□自立 ■介助なし	□見守り等 □一部介助 □全介助		退院直後であり、福祉用具を活用する事で自宅内で安全に生活を行ってみたい。特に、自宅内での移動動作に不安を感じているので、福祉用具を活用し、安全に自宅内を移動できるようにしたい。	
入浴	□自立 ■介助なし	□見守り等 □一部介助 □全介助		居室サービス計画	利用後直後なので無理せず1人暮らしを継続していきたい。娘、甥、近隣者も協力はしてくれるが、できるだけ入院前の生活に戻りたい。生活してみているという検討していきたい。
食事	□自立 ■介助なし	□見守り等 □一部介助 □全介助		住環境	□戸建 ■集合住宅(1階) (エレベーター □有 □無) (例:段差の有無など)
更衣	□自立 ■介助なし	□見守り等 □一部介助 □全介助		総合的な援助方針	①日々リハビリに励まれている、早々に退院になったので、悪化の早期発見に努めます。 ②今後の方向性を見極め、無理しないように各サービス機関と連携していきます。 緊急連絡先: 娘(携帯TEL: x-x-x-x-x-x-x)、甥(携帯TEL: x-x-x-x-x-x-x) かかりつけ医: 〇〇医師(病院TEL: x-x-x-x-x-x-x) 〇〇市立総合病院→今後以前の〇〇院に戻る可能性あり
意思の伝達	□意思を他者に伝達できる	□ときどき伝達できる	□ほとんど伝達できない	視覚・聴覚	問題なし

利用者から聞き取った相談内容、困りごとを整理

【選定提案(暫定版)】 新たに作成

利用者から聞き取った相談内容、利用者候補として提案する福祉用具の品目(機種、型式またはTAISコード)、事業所における貸与価格、全国平均貸与価格、提案する理由、説明方法を記載

ふくせん 福祉用具サービス計画書(選定提案 暫定版)				管理番号	●●●
フリガナ				説明日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
利用者名	利用者 A 様 女	生年月日	S19年7月11日	年齢	73
居室介護支援事業所	〇〇居室介護支援事業所			担当ケアマネジャー	ケアマネジャーB
福祉用具が必要な理由(※)					
1	病院で訓練したので、車いすを使って自宅内安全に移動したい。				
2	ベッドから膝を痛めずに安全に立ち上がりた。床ずれが起らないようにしたい。				
3	病院で訓練したので、調子が良い時は杖を使って自分で歩きたい。				
貸与を提案する福祉用具					
(※)との対応	種目 提案福祉用品目 機種(型式) / TAISコード	貸与価格(円) 全国平均 貸与価格(円)	提案する理由	【説明方法】 カタログ Webページ TAISページ 実物等	採否
1	車いす 自走用車いす〇〇〇 〇〇-〇〇〇	××	両手と右足こぎで車いすを操作しやすいように、車輪が大きく、足乗せの取り外しが出来る機種を提案。	実物	○
1	車いす 自走用車いす△△△ △△-△△△	××	両手と右足こぎで車いすを操作しやすいように、車輪が大きい標準型の機種を提案。(足置き取り外し不可)	TAISページ	×
2	特殊寝台 介護用ベッド〇〇(3モーター) 〇〇-〇〇〇	××	左膝の負担なく立ち座りできる高さ調節機能と、起き上がりの痛み軽減で背中角度とひざの痛み軽減で膝の角度が別々に調節できる機種を提案。	カタログ	×
2	特殊寝台 介護用ベッド〇〇(2モーター) △△-△△△	××	左膝の負担なく立ち座りできる高さ調節機能と、起き上がりの痛み軽減で背中角度が調節できる機種を提案。(背・膝運動)	カタログ	○
2	特殊寝台付属品 ベッド用すり〇〇〇 〇〇-〇〇〇	××	車いす等への乗り移り時にしっかりとつかまることができるベッド用すりを提案。	カタログ	○
2	特殊寝台付属品 ベッド用すり△△△ △△-△△△	××	車いす等への乗り移り時にしっかりとつかまることができるベッド用すりを提案。挟み込み防止のカバー付きタイプ。	カタログ	×
2	床ずれ防止用具 ウレタンマットレス〇〇〇 〇〇-〇〇〇	××	ベッド上での寝返りや起き上がり、立ち座りの時に体が沈みこまない硬さのウレタンのマットレスを提案。	WEB	○
2	床ずれ防止用具 エアマットレス△△△ △△-△△△	××	マット上での動きをセンサーで感知して、マット内の圧力調整を自動で行なうエアタイプのマットレスを提案。	WEB	×
3	歩行補助つえ アルミ製松葉つえ〇〇〇 〇〇-〇〇〇	××	病院の訓練で使用していた松葉杖を提案。	実物	○
3	歩行補助つえ ロフトスタンドクラッチ△△△ △△-△△△	××	松葉杖で訓練されていたため、形は異なるが同じように杖を使った歩き方が出来る機種を提案。	実物	×

実際の貸与価格と、全国平均貸与価格を記載

実際に貸与することが決まった商品をチェック

機種の機能や特徴、全国平均貸与価格を説明する際に用いた方法を記載

- 私は、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等の説明を受けました。
- 私は、貸与の候補となる機能や価格の異なる複数の福祉用具の提示を受けました。
- 私は、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。

利用者に対して全項目の説明を行い確認をしながらチェックし、署名・捺印をいただく

談でも結構です。何かございましたら、いつでもご相談ください。

私は、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等の説明を受けました。
 私は、貸与の候補となる機能や価格の異なる複数の福祉用具の提示を受けました。
 私は、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。

日付 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日 署名 利用者A 印

事業所名 株式会社〇〇〇〇 福祉用具専門相談員 担当者C
 住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町 x-x-x TEL x-x-x-x-x-x FAX x-x-x-x-x-x

上段に整理した「福祉用具が必要な理由」と対応する番号を記載

貸与する福祉用具の候補として提案する福祉用具の種目、提案福祉用品目、機種(型番)またはTAISコードをそれぞれ記載

貸与される福祉用具の候補として当該の機種が提案される理由を記載
【例】・ 利用者の困りごと、希望、心身状態を踏まえた機能等
・ 当該福祉用具の利用環境との整合を踏まえた機能等
・ 当該福祉用具を利用する際の留意事項や懸念等